

自然公園等工事特記仕様書（自然公園編）

I 工事概要

1. 工事名：令和元年度新宿御苑ナラ枯れ被害緊急対応等工事
2. 工事場所：東京都新宿区内藤町11 新宿御苑内
3. 工期：令和2年3月31日まで
4. 工事内容：本年度9月に園内でナラ枯れが確認されたことから、ナラ枯れ被害の拡大防止を目的に、被害が確認された対象木について緊急的に伐採及び駆除・処分を行うとともに、被害の恐れのある樹木に対して薬剤や伐採等により予防を行うものである。

ナラ枯れは樹木の伝染病であり、一斉に大量枯死を起こすため、森林機能の低下の他、枯死木による落枝や倒木の危険、被害木による景観の悪化を引き起こし、放置しておくと園外に拡大する。従って、「ナラ枯れ被害対策マニュアル改訂版（別添3）」に沿って、穿入している病害虫が羽化する来年の6月までに対応等を完了させる必要がある緊急対応である。

- ・被害木等の伐採（吊切り） 87本
（対象樹木位置図（別添1）及び対象樹木リスト（別添2）参照）
- ・発生材の処分（病害虫駆除） 全量
（想定量：枝葉・幹：約90m³）
- ・ナラ枯れ対策薬剤等の購入及び注入 一式
（想定量：ウッドキング DASH:85本, 200孔注入、専用注入器:10器、ノコギリ:40:10本）

II 適用

1. 本特記仕様書は、「自然公園等工事共通仕様書（自然公園編）」（以下「共通仕様書」という。）でいう特記仕様書で、本工事に適用する。
2. 本工事の施工に係る一般事項は、共通仕様書による。
3. 本工事の施工に係るナラ枯れ被害対策についての考え方は「ナラ枯れ被害対策マニュアル改訂版（別添3）」により、詳細については監督職員の指示による。
4. 追加事項が必要な場合には、空欄部分に記載する。
5. 以下の項目は、該当する口欄に「レ」の付いたものを適用する。

III 特記事項

1. 地域事項の概要（新宿御苑について）
 - ・工事の実施時間は、月曜日から金曜日の午前8時30分から午後5時までとすること。その他の時間の工事実施については、新宿御苑管理事務所（以下「管理事務所」という。）に申し出て承認を得ること。
 - ・新宿御苑の休園日は毎週月曜日（月曜日が祝日の場合はその翌日（特別開園日を除く）である）。
 - ・休日（土曜、日曜及び祝祭日）の工事は認めないが、施工上やむを得ない理由がある

ときは、管理事務所に休日作業願を提出し事前に承認を得ること。

- ・新宿御苑の開園時間および閉園時間は次表のとおりである。

	開園時間	閉園
10/1～3/14	9:00-16:00	16:30
3/15～9/30 下記期間を除く	9:00-17:30	18:00
7/1～8/20	9:00-18:30	19:00

- ・工事にあたっては、「新宿御苑内工事作業心得要領（別添4）」を厳守し、作業責任者は作業員の規律保持に留意すること。
- ・作業員の新宿御苑への出入りは管理門より通行すること。
- ・工事にあたっては、管理事務所から貸与する腕章を着用すること。
- ・工事開始前及び工事終了後は、その旨を管理事務所に報告すること。
- ・園内への車両の乗り入れは、4 tまでとする。ただし、管理区域（管理門及び管理事務所北側）については大型車（10 t）の乗り入れは可能である。
- ・園内での車両通行は、休園日や開園前などを基本として計画的に行い、ハザードランプ点滅の上、最徐行を厳守すること。
- ・園内の施設・構造物等や樹木を損傷したり、公園利用者に被害を及ぼしたりすることのないよう十分注意し、常時工事区域周辺の安全管理を行うこと。
- ・園内の施設・構造物等に、破損・汚損等の損害を与えた場合は、監督職員に直ちに連絡するとともに、請負者の責任において速やかに現況復旧すること。
- ・園路の通行止めを要する等の新宿御苑の供用に影響する作業にあたっては、予め監督職員に電子メール等で計画を提出し、確認を受けること。
- ・工事に伴う騒音、通行止め等について、公園利用者、住民等へ必要に応じ事前にポスティング及び掲示等により周知を図るとともに、問合せ及び苦情に対応する。
- ・工事にあたっては、疑義点が生じた際には、監督職員に協議すること。
- ・本特記仕様書に記載がなくとも、本工事を遂行するうえで当然必要な施工上の事項については請負者の負担とする。

2. 一般共通事項

- (1) 工事完成図のサイズは（□A1、A3）とする。
- (2) 工事写真は、（A4 版、□ 版）の工事写真帳に整理して1部提出する提出することとし、写真はカラーでサービスサイズ程度とする。
- (3) 「国等による環境物品等の調達に関する法律」（グリーン購入法）に基づく、環境物品等の調達の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）（環境省ホームページに掲載（毎年2月改正））において位置づけられた、「特定調達品目」の調達の実績（設備及び公共工事）について、当該年度の調達実績集計表（物品・役務及び公共工事）を環境省ホームページからダウンロードのうえ、Excel ファイルで作成し、提出する。
- (4) 提出書類等は、契約書及び仕様書に記載された書類を一式作成し、監督職員に提出する。なお、完成時は工事概要、完成図、実施工程表、工事日誌、出来高数量報告書、工事写真記録を A4 版ファイルで整理すること。

3. 施工条件

(1) 工事全般関係

- ①各種積算の取組：現場環境改善費は効果が期待できないため積算しない。
- ②積算補正：施工地域区分：市街地（DID補正）
- ③調査対象工事：工事着手前に土質状況や関連する周囲を含め現況等を確認し、図面・写真などに整理のうえ監督職員に報告し、その指示に従うこと。本工事に使用する重機等は、車両の進入できる範囲が限定されるため、現場確認を行い、安全に運搬できる車種を選定すること。

(2) 環境対策関係

- ①自然環境及び景観等保全のための制約
 - a. 要因：新宿御苑の運営
 - b. 対象箇所：新宿御苑内全域
 - c. 制約内容：Ⅲ 1. 地域事項の概要を参照

(3) 安全対策関係

- ①交通誘導警備員の配置
 - a. 対象要因：新宿御苑外周部危険木伐採等
 - b. 対象箇所：園外隣接道路、園内一般利用エリア園路等
 - c. 対象期間：新宿御苑外周部での施工期間中等（適宜）
 - d. その他：監督職員に予め確認すること。工事に際しては、歩行者や車両の安全を確保するため、必要に応じて交通誘導員を配置するなど安全対策を講じること。
- ②対策をとる必要がある他施設との近接工事
 - a. 対象施設・管理者：周辺道路、建物等
 - b. 対象箇所：新宿御苑外周部
 - c. 施工条件：事前調整、手続き等
 - d. その他（協議状況他）：監督職員に予め確認すること。工事で新宿御苑の隣接道路を使用する場合は、あらかじめ道路管理者等に許可を得ること。
- ④高所作業の対策
 - a. 対策内容：高所作業にかかる各種資格を有する者又は技能講習を受けた者により安全・円滑な遂行を図るとともに、高所での作業は、ヘルメット、安全ベルト、安全ロープ等を使用し、十分な安全対策を講じること。

(4) その他

- ①支給品・貸与品：新宿御苑管理事務所所有のホイールローダー及びゴミステーション内の焼却炉は、監督員に事前連絡の上、「環境省新宿御苑の維持管理業務」の受託者と調整し、新宿御苑の維持管理に支障が無い範囲で無償で使用できる。使用に際しては細心の注意を払うとともに、使用に必要な燃料等及び請負者による故障等の修理は請負者が負担する。
- ②現場事務所・現場休憩所等（テントを含む）の設置
 - 可 設置条件：管理区域及び菊栽培所内（監督職員の指示による）

- ☑ ③工事用水及び工事用電力の構内既存設備
 - a. 工事用水：☑利用できる（☑有償、□無償）、□利用できない
 - b. 工事用電力：☑利用できる（☑有償、□無償）、□利用できない
- ☑ ③資材置場や作業場等
 - a. 場所：管理区域、菊栽培所内
 - b. 期間：履行期限まで
 - c. 制限内容：監督職員と協議

4. 被害木等の伐採（吊切り）

- ・ナラ枯れ等の被害木及びナラ枯れ被害予防のために必要な樹木を伐採する。
- ・周辺樹木や工作物等に損傷を与えないよう原則として吊切りを行う。
- ・マテバシイなど萌芽更新が期待できる生きた樹木については伐採高を 15cm 程度とし、根株が健全な場合は萌芽更新させる。
- ・その他の被害木や枯死木等については、伐採位置はできるだけ低くし、根株が健全な場合は切り口は角を落として墨を塗る。なお、カシノナガキクイムシが穿入している可能性がある場合は、上の措置に替えてくん蒸処理を行う。
- ・対象樹木がワイヤー等で支持されている場合は、ワイヤー等一式も併せて撤去する。

5. 発生材の処分（病虫害駆除）

- ・当業務で生じた発生材等は、関連法令を遵守し、チップ化（厚さ 10mm 以下）若しくは焼却処理等のカシノナガキクイムシ及びナラ菌を駆除できる方法で行う。
- ・処理施設、集積箇所及び処分方法については、被害を拡大させないように配慮する方法をとり、監督職員の承認を得ること。
- ・なお、病虫害による被害が無いことが明らかな部位については、通常の園外搬出処分を行って差し支えない。

6. ナラ枯れ対策薬剤等の購入及び注入

- ・ナラ枯れ予防用樹幹注入剤等（ウッドキング DASH：85 本、専用注入器：10 器相当）を購入し、樹木数本 200 孔分の樹幹注入を行う。
- ・4. のくん蒸処理する場合のくん蒸剤（キルパー40：10 個相当）を購入する。
- ・樹幹注入若しくはくん蒸を行う樹木の選定については、監督職員の指示に従う。
- ・樹幹注入及びくん蒸の方法については、使用上の注意事項を遵守すること。

7. 各作業の数量等

- ・詳細については、対象樹木位置図（別添 1）及び対象樹木リスト（別添 2）を参照のこと。
- ・倒木等によりこの数量に満たない場合は、監督職員と協議の上、代替樹木を選定等を行い実施すること。